

# 神戸市こども家庭局指定管理者選定評価委員会運営要綱

令和2年6月23日  
神戸市こども家庭局指定管理者選定評価委員会委員長決定

(要旨)

第1条 この要綱は、神戸市指定管理者選定評価委員会規則第11条の規定に基づき、こども家庭局が設置する神戸市こども家庭局指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 指定を受けようとする団体の募集に関すること
- (2) 指定を受けようとする団体の選定方法及び選定に関すること
- (3) 指定管理者制度の適用施設の利用者の満足度及び苦情についての調査
- (4) 指定管理者が行った管理運営に対する評価

(庶務)

第3条 委員会の庶務は、こども家庭局こども企画課において行う。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。